

令和7年11月

# 上天草市農業委員会会議録

令和7年11月11日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和7年11月11日  
午前9時30分開会  
上天草市役所大矢野庁舎2階庁議室

1. 議事日程

- |     |    |   |
|-----|----|---|
| 日程第 | 1  | 開 会   |
| 日程第 | 2  | 議事録署名委員の指名について                                      |
| 日程第 | 3  | 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について                       |
| 日程第 | 4  | 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について                       |
| 日程第 | 5  | 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                       |
| 日程第 | 6  | 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について                           |
| 日程第 | 7  | 議案第5号 非農地通知交付申請について                                 |
| 日程第 | 8  | 議案第6号 許可取消願の提出について                                  |
| 日程第 | 9  | 報告第1号 農地形状変更届について                                   |
| 日程第 | 10 | 報告第2号 許可不要転用届について                                   |
| 日程第 | 11 | 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び賃貸借契約、<br>利用権設定合意解約について |
- その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(10名)

会長	松岡 健二郎	職務代理者	蓮田 治住	3番	水野 武晴	4番	磯田 清俊
5番	岩崎 國重	6番	吉本 均	7番	岩本 俊治	8番	源 義通
9番	森口 邦雄	10番	濱崎 顯爾				

(事務局)

局長 小松野 洋己      主事 徳淵 麻子      主事 睦田 将

## 1 開 会

事務局(小松野)

ただいまより、令和7年11月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は10名の農業委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をよろしく願いいたします。

## 2 会長挨拶

議長(松岡)

皆さん、おはようございます。

(おはようございます。)

議長(松岡)

本日は11月の総会となります。大変お忙しい中にご出席いただきまして、ここに開催できますことを厚く御礼申し上げます。11月に入り、朝晩の冷え込みは日ごとに増し紅葉も深まるようになりました。本年も残り少なくなりましたが、委員の皆さんにおかれましては体調管理に十分気をつけて業務にあたられますようお願いいたします。それでは、本日も慎重なご審議のほど、よろしくお願いいたしまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

## 3 議事録署名委員の指名について

議長(松岡)

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。6番、吉本委員、7番、岩本委員、よろしくお願いします。

## 4 議 事

### 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長(松岡)

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局（睦田）

議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□□△△△△番△外1筆、地目は田、面積合計1,461㎡です。申請場所は図面1ページ①、詳細は2～4ページのとおりで、○○○○○から北の方向、直線距離で約1.0kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積は3万2,916.85㎡です。労働力は1、農機具等は3です。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は自宅から車で5分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのことです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギを栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま

す。なお、当該農地は□□地区の地域計画に含まれているため、地域計画の修正が必要です。ただし、当該地は地域計画において耕作者未定であったため、申請者を新たに耕作者として登録するのみであり、軽微な変更として事後的に承認可能ですので今回の許可への支障となるものではありません。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

4番（磯田）

議案第1号の1番について、4番、磯田が説明いたします。

昨日は現地確認お疲れ様でした。この案件はですね、半年くらい前に、今回の申請地と隣同士のところを形状変更ということで一度行きましたけれども、隣が休耕田になっていまして、荒れたままになっていましたので、土地の所有者がここを買ってくれないかという相談があったそうです。休耕田のままよりも作ってもらったほうが農地としては活きるんじゃないかと私も思っておりますが、この画面にはちょっとありませんけれども、ちょっと土を入れてある状態になっていました。左側の画面です。上に黒っぽいものが見えますけれども、木くず堆肥だそうです。すぐ広げれば堆肥状態にできますけれども、ちょっとフライング気味で申し訳ないというふうな感じで言っておられました。

2か所目は、右の画面になりますけれども、ここは今年まで早期米を作っておられまして、荒れている状態ではありません。すぐ作付けはできるような状態です。ここもちょっと500mくらい離れておりますけれども土地の所有者が長野県に住んでおられまして、将来的にも管理することが非常に難しいということで買ってくれないかと相談があったそうです。

その後作付けはタマネギを耕作する予定というふうに聞いておりますが、荒れさしてしまうよりも今後作ってもらったほうが農地としても活きるんじゃないかなというふうに考えておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま、1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページになります。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△△番△、地目は田、面積1,000㎡です。申請場所は図面1ページ②、詳細は5～6ページのとおりで、○○○○○から北西の方向、直線距離で約2.3kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積はありません。労働力は2、農機具等はありません。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は自宅から車で3分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、ブロッコリーや桃、ミカンを栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われ。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（山口）

議案第1号2番について、推進委員の山口が説明いたします。

譲渡人と譲受人は叔父と甥っ子の関係です。長い間、畑が荒れていましたが、譲受人より、写真のとおり少しブロッコリーが作られており、桃の木も2本植栽されております。こういった形で自分の土地を甥っ子に譲渡したということです。毎日楽しみに畑に来て作業をされております。何ら問題はないと思います。ご審議お願いいたします。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま、2番の説明が終わりましたけれども、皆

さん方からご意見、ご質問はありませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (松岡)

ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、3番について、事務局からの説明をお願いします。

事務局 (睦田)

議案第1号、番号3番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□□△△△△番△△、地目は田、面積1,713㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は7～8ページのとおりで、○○○○から南東の方向、直線距離で約1.9kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積はありません。労働力は2、農機具等はありません。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は自宅から徒歩で10分程度であり、年間150日以上農作業に従事されることです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのものであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、米を栽培予定とのものであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま

す。

なお、当該農地は荒木浜地区の地域計画に含まれているため、地域計画の修正が必要です。ただし、当該地は地域計画において耕作者として他の個人が登録されていますが、申請者を新たに耕作者として変更するのみであり、軽微な変更として事後的に承認可能ですので今回の許可への支障となるものではありません。説明は以上です。

議長 (松岡)

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

5番 (岩崎)

議案第1号、3番につきまして、5番、岩崎が説明いたします。

譲渡人は大阪の堺市に住んでおられまして、受人は申請地の近くに住まいの方です。受人の母親と親戚だそうで、渡人は帰らないので贈与したいということで、今回申請をされております。現在知り合いの方が稲を作っておられますが、今後は自ら稲を作られるそうで、耕作中でもあり、問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長 (松岡)

ありがとうございました。ただいま、3番の説明が終わりましたけれども、皆

さん方からご意見、ご質問はありませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (松岡)

ご異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、4番につきましては、議案第3号、農地法第5条許可申請の7番、議案第6号、許可取消願と関連しますので一括して審議を行います。事務局からの説明をお願いします。

事務局 (睦田)

議案第1号4番、議案第3号7番、議案6号1番、これにつきましては過去に5条許可した事業の中止と変更にあたる申請ですのでまとめて説明いたします。

まず、変更の経緯です。令和6年5月に5条許可がなされましたが、申請者が転用事業を中止したため、この申請について取消願が提出されました。次に、当該農地の所有権は当時の申請者に移転済、かつ分筆済であったため、今回はこの2筆について、1筆は農地のまま、もう1筆が転用を伴う所有権の移転のため、3条及び5条申請が提出されました。

初めに許可済申請の取消願について説明いたします。議案第6号1番、議案は16ページになります。

申請人は熊本市の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番△外1筆、地目は田、面積合計739㎡です。申請場所は図面1ページ④⑩、詳細は9～10、27～28ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約9.2kmの辺りに位置しております。令和6年5月10日に、貸家用地への転用事業のために5条申請がなされ、許可がございましたが、社会情勢の変化により事業計画に困難が生じたため、中止することになりました。議案第6号1番の説明については以上です。続けて対象地2筆農地の1筆、3条申請についての説明に移ります。

議案第1号4番、議案は3ページになります。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番△、地目は田、面積333㎡です。申請場所は図面1ページ④、詳細は9～10ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約9.2kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積はありません。また、労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は自宅から車で3分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予



請の7番、並びに議案第6号許可取消願の説明が終わりましたけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (松岡)

ご異議ございませんので、4番及び議案第3号農地法第5条許可申請の7番、並びに議案第6号許可取消願につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、5番について、事務局からの説明をお願いします。

事務局 (睦田)

議案第1号、番号5番です。議案はページになります。

申請人は天草市の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番△△△、地目は田、面積981㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は11～12ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約8.2kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積はありません。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は事業所から車で2分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギ、ニンジン、ジャガイモを栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われ。また、

なお、当該農地は□□、□□□□地区の地域計画に含まれているため、地域計画の修正が必要です。当該地は地域計画において耕作者として他の法人が登録されていますが、申請者を新たに耕作者として変更するのみであり、軽微な変更として事後的に承認可能ですので今回の許可への支障となるものではありません。説明は以上です。

議長 (松岡)

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

8番 (源)

議案第1号5番につきまして、8番、源より説明申し上げます。

譲渡人は農業は自らはされておられません。先ほど説明がありましたように法人の方が耕作をされておりましたが、今回譲受人の方が福祉関係の仕事をされておられて、入所者の農業研修みたいなことを実施されておられます。別のところでもそういったことをやっておられますが、距離があるというか、遠いという問題がございました。この農地は事業所から近いということですね、こちらに新た

に土地を求めて、そういった入所者等の農業訓練に使わせてもらいたいということでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま、5番の説明が終わりましたけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、5番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、6番について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第1号、番号6番です。議案は同じく3ページです。

申請人は龍ヶ岳町の個人です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町大道字□□△△△△番△、地目は田、面積226㎡です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は13～14ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約23.0kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積は838㎡です。労働力は1、農機具等は3です。

権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのことです。また、通作距離は自宅から500m程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのことです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギ、サツマイモを栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われまふ。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（楠本）

議案第1号、6番について、推進委員の楠本が説明します。

画面の左側の家を売買で買って、それについてカライモ畑が残っていたわけですが、それを譲るといふ感じになっています。長い間放棄地になっていたけど、今度これを作りたいので譲ってもらったということです。よろしくお願ひします。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま、6番の説明が終わりましたけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (松岡)

ご異議ございませんので、6番につきましては申請どおり承認することに決定します。

**議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について**

議長 (松岡)

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局 (睦田)

議案第2号、番号1番です。議案は5ページになります。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□△△△番外1筆、地目は田と畑、面積合計447㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は15～16ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約9.0kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅用地で、事業資金は、すでに工事が完了しているため問題ないと思われ

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、生活雑排水、汚水は既設下水道へ排水し、雨水はそのまま側溝へ自然排水するとのことです。造成中の被害防除については、すでに工事が完了しているためありません。また完成後の被害防除策については周辺地への影響はないとのことですが、問題が生じた際は申請者が誠意を持って対応するとのことです。補足説明といたしまして、すでに工事が完了しているため始末書を添付していただいています。説明は以上です。

議長 (松岡)

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番 (源)

議案第2号の1番につきまして、源より説明申し上げます。

この件は、今事務局の説明がありましたように追認事項であります。申請者の方のご兄弟がこちらに帰郷されて住居を構えたいという時に、弟に家を建てさせたということですが、その方もすでに亡くなられてですね、現在は学校の教員の方が借りて住んでおられます。今回無断転用の疑いで指摘をしての追認でございますので、何とかお願いいたします。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番の説明を事務局からお願いします。

事務局（睦田）

議案第2号、番号2番です。議案は同じく5ページになります。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□△△△△番、地目は畑、面積129㎡です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は17～18ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約8.5kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は、すでに工事が完了しているため、問題ないと思われま

す。続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、生活雑排水、汚水は既設下水道へ排水し、雨水はそのまま側溝へ自然排水することです。造成中の被害防除については、すでに工事が完了しており必要ありません。また完成後の被害防除策については周辺地への影響はないとのことですが、万が一争議が生じた場合は申請者が誠意を持って対応することです。また補足説明といたしまして、すでに工事が完了しているため顛末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番（源）

議案第2号の2番につきまして、源より説明申し上げます。

本件も無断転用疑いの指摘で出てきました。申請人の義理のお兄さんが昭和の時代に建てられて住まれておりましたが、別のところに家を造って移られて、この方が相続の形でこの土地建物を引き取られておられました。今回無断転用ということで追認申請となりました。よろしくをお願いします。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、3番の説明を事務局からお願いします。

事務局（睦田）

議案第2号、番号3番です。議案は同じく5ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□△△△△番、地目は田、面積870㎡です。申請場所は図面1ページ⑨、詳細は19～20ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約8.5kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、工事の目的が〇〇〇学校の復旧であるため、緊急対応として、事業者及び所有者から農業委員会会長へ事前相談のうえ、総会の許可を待たずに工事に着手しております。転用目的は土捨て場で、事業資金はありません。これは、水害により〇〇〇学校に流入した土砂除去事業の一環で受注業者が土砂運搬、搬入、整地までを実施するためです。よって、申請者の経済状況にかかわらず事業は実施可能であり、さらに現時点では工事の90%程度が進行しております。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い、第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水はおこなわず、排水については生活雑排水、汚水は発生せず、雨水は隣接する水路に自然排水するとのことです。造成中の被害防除策についてはありませんが、完成後の被害防除策については、周辺地への影響はないとのこと。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番（源）

議案第2号の3番につきまして、源より説明申し上げます。

ただいま、事務局から説明がありましたように、8月11日の大水害によりまして〇〇〇学校へ多量の土砂が流れ込んでおりました。その土砂の撤去を8月31日、いわゆる学校の夏休み期間中に終わらせてほしいという要望があり、業者の方と地主の方、会長と私が立ち会い、事前着工という形でありましたが期限が迫っておりましたので、差し当たっては土捨て場ということで始めております。この土地は地目が何になるかわかりませんが、他の利用を今後早急に考えていきますということでございます。追認という形になりましたが事情を考慮いただき、よろしくをお願いします。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたがけれども、皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

10番（濱崎） 土を入れてある状況ですけど、今後何に使うかというのは、まだ決まっていな  
んでしょう。

8番（源） この近隣が住宅街で、はっきり言いまして駐車場が不足しています。差し当た  
っては近隣住民の駐車場として使わせていただきたいというのが近隣の方の願  
いで、活用は今後考えたいというようなことでございます。これが実態です。

10番（濱崎） 一時的にこういう状況になったというのはわかりますけど、駐車場の要望があ  
れば、それを見越して許可申請をすべきじゃないでしょうか。ただ土捨て場とし  
ての一時的な許可はできるのかわかりませんが、仕方がないということですが  
、先の利用目的が決まった段階で転用申請を出されるのが本来じゃないかと思  
います。

議長（松岡） 先ほど担当委員が説明したとおり、〇〇〇学校の夏休み中にしてくれないか  
ということだったので、急遽、源委員と2人で現場に行き、関係者と協議のう  
え、このような結論となりました。ご理解いただきたいと思ます。

10番（濱崎） わかりました。

議長（松岡） ほかにございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡） ご異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定  
します。

#### 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（松岡） 続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認に  
ついて。1番につきましては2番と関連していますので一括して審議をおこな  
います。事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田） 議案第3号、番号1番と2番は一人の借受人が隣接する土地をお二方から借  
受ける案件ですので、併せて説明します。議案は7ページになります。

申請人は南阿蘇村の個人です。申請地の物件表示は、番号1番は大矢野町中字  
□□□△△△番△、地目は田、面積508㎡です。また番号2番は大矢野町  
中字□□□△△△番△、地目は田、面積513㎡です。申請場所は図面1ペ

ージ⑩⑪詳細は21～22ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、約3.2kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は船舶展示施設です。資金についてはすでに完工しており問題ないと思われま

す。続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い、第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は行わず、生活雑排水、汚水は発生せず、雨水は、道路側溝に自然排水することです。造成中の被害防除策については、既に工事が完了しており必要ありません。また、完成後の被害防除策については、周辺地への影響はないとのことですが、万一争議が生じた際は申請者が誠意をもって対応することです。補足説明といたしまして、既に工事が完了しているため、始末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

6番（吉本）

6番、吉本が、議案第3号の1番2番は関連がありますので、同時に説明いたします。

本議案は先に事務局から説明がありましたが、追認事案であります。申請事由は賃貸借権の設定で、申請者は長きに亘り船舶展示場と事務所と共に利用しておりましたが、承認を受けておりませんでした。今回始末書が出されております。また地区からの同意書も出ており、特段問題ないかと思われま

議長（松岡）

すがご審議の程、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。ただいま議案第3号、1番と2番の説明が終わりま

したけれども、皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、議案第3号1番と2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、3番につきましては4番と5番と関連していますので一括して審議をおこないます。事務局からの説明をお願いします。

事務局（陸田）

議案第3号番号3番、4番、5番は同一事業にかかる賃貸借についての案件ですので、併せて説明します。議案は7～8ページになります。

申請人は大矢野町と益城町の個人です。申請地の物件表示は、番号3番は大矢野町中字□□△△△△番△、地目は田、面積1,801㎡です。番号4番は大矢野

町中字□□△△△△番△、地目は田、面積1,327㎡です。番号5番は大矢野町中宇□□△△△△番△、地目は田、面積648㎡です。申請場所は図面1ページ⑫～⑭詳細は23～24ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約3.7kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は番号3番が店舗等施設用地、4番5番が駐車場となっており、資金についてはすでに完工しており問題ないと思われます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い、第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、3番では給水は市の上水道を利用し、生活雑排水、汚水は合併浄化槽を経て排水することです。また、4.5番では給水は行わず、生活雑排水、汚水は発生せず、雨水は、道路側溝に自然排水することです。造成中の被害防除策については、既に工事が完了しており必要ありません。また、完成後の被害防除策については、周辺地への影響はないことです。補足説明といたしまして、既に工事が完了しているため、始末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

6番（吉本）

6番、吉本が、議案第3号の3、4、5番は関連がありますので、同時に説明いたします。

本議案は先に事務局から説明がありましたが、追認事案であります。申請事由は賃貸借権の設定で、申請者は長きに亘り店舗とその店に隣接する駐車場として利用してきましたが、承認を受けておりませんでした。今回始末書が出されております。また地区からの同意書も出ており、特段問題ないかと思われますがご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま議案第3号、3番4番5番の説明が終わりましたけれども、皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、議案第3号、3番4番5番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、6番について事務局からの説明をお願いします。

事務局（陸田）

議案3号番号6番、議案は8ページになります。

申請人は大矢野町の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町中宇□□△△△

△番△、地目は畑、面積151㎡です。申請場所は図面1ページ⑮詳細は25～26ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南東の方向、約4.2kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は資材置場です。資金については土地購入費を自己資金が上回っており問題ないと思われま

す。続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い、第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は行わず、生活雑排水、汚水は発生せず、雨水は、砂利敷の自然排水と既設側溝への排水を行うとのことです。造成中の被害防除については、造成を行わないため特にないのことです。また、完成後の被害防除策については、周辺地への影響はないの

ことですが、万一争議が生じた際は申請者が誠意をもって対応するとのことです。補足説明といたしまして、既に工事が完了しているため、顛末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（平山）

議案第3号の6番について、推進委員の平山が説明します。

画面に映っているとおり細長い土地で、隣接する土地が申請人の土地でありまして、買って欲しくないかということで売買が成立しています。排水は自然排水になっていますが、吉本委員から申請人にどうされるか質問されましたら、海側に排水するか市道に沿って排水溝を設けるか、どちらか考えたいとおっしゃっていました。追認事案ですけれども問題ないと思います。よろしくお

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま6番の説明が終わりましたけれども、皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、6番につきましては申請どおり承認することに決定

します。7番につきましては議案第1号関連の案件につきましてすでに承認済でございます。続きまして、8番につきましては事務局からの説明をお願いします。

事務局（陸田）

議案3号番号8番、議案は9ページになります。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番、地目は田、面積116㎡です。申請場所は図面1ページ⑰詳細は29～30ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約9.0kmの辺りに位置

しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅です。資金については既に完工しており問題ないと思われま

す。続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い、第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、生活雑排水、汚水については下水道へと排水し、雨水については道路側溝へ排水を行うとのこと

です。造成中の被害防除策については、既に工事が完了して

議長（松岡）

8番（源）

ており必要ありません。また、完成後の被害防除策については、周辺地への影響はないとのことですが、万一争議が生じた際は申請者が誠意をもって対応する

とのことです。補足説明といたしまして、既に工事が完了しているため、始末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

議長（松岡）

ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

議長（松岡）

議長（松岡）

議長（松岡）

事務局（睦田）

事務局（睦田）

事務局（睦田）

事務局（睦田）

事務局（睦田）

思われます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い、第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、生活雑排水、汚水については合併浄化槽にて処理した後に側溝へと排水し、雨水については隣接する道路側溝へ排水を行うとのことです。造成中の被害防除策については、既に工事が完了しており必要ありません。また、完成後の被害防除策については、周辺地への影響はないとのことです。

なお、当該農地は□□□地区の地域計画に含まれているため、地域計画の修正が必要です。ただし、当該地は地域計画からの除外が見込まれることを農林課に照会済みであり、軽微な変更として事後的に承認可能ですので今回の許可への支障となるものではありません。補足説明といたしまして、既に工事が完了しているため、顛末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（藤川）

推進委員の藤川が、議案第3号の9番について説明いたします。

図面の31～32をご覧ください。申請は賃貸借権の設定です。譲渡人と受人の方は近所の方です。渡人のお母さんが17年前に亡くなり長男が相続する予定だったそうです。現状は倉庫、駐車場、事務所が建っています。今回の申請にあたり顛末書を提出してありますので寛大なるご許可をお願いいたします。よろしくをお願いします。以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま9番の説明が終わりましたけれども、皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、9番につきましては申請どおり承認することに決定します。

#### 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議長（松岡）

続きまして、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）について。事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）について、議案は11ページで

す。

今回の促進計画は、農地中間管理機構特例事業を利用した所有権移転が1件、貸借権の設定が4件です。

まず、所有権移転について。土地の所在は、大矢野町維和字□□△△△番△外3筆、地目は畑、合計面積5,299㎡です。今回の売買契約は農業公社から受け手に所有権を移転するものとなっております。詳細は議案のとおりです。8月に出し手から農業公社への所有権移転をやっていただいております。その続きとお考えください。

次に、貸借権設定について、議案は12ページになります。

今回の促進計画は、新規の貸借が4件です。本計画における貸借の設定等を受ける者は、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められることから農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第5項各号に掲げる要件を満たしております。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、本案について皆さんからご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、議案第4号につきましては原案どおり承認することに決定します。

#### 議案第5号 非農地通知交付申請について

議長（松岡）

続きまして、議案第5号、非農地通知交付申請について。1番について事務局から説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第5号、番号1番です。議案は14ページになります。申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町今泉字□□□△△△番、地目は畑、面積736㎡です。申請場所は図面1ページ⑱、詳細は33～34ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約1.2kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われれます。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8 番 (源)

議案第 5 号 1 番につきまして、源より説明申し上げます。

この申請地はですね、もうすでに 50 年以上前から耕作をやめられておりました大きな雑木がいっぱいでございます。画面でもご覧のとおりどこが何か全く分からない、すでに山の状態でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 (松岡)

ありがとうございました。ただいま非農地につきまして説明がございましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はありませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (松岡)

ご異議ございませんので、議案第 5 号につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第 6 号、許可取消願につきましては、議案第 1 号の関連案件につきまして承認済でございます。

#### 報告第 1 号 農地形状変更の受理について

議長 (松岡)

続きまして、報告第 1 号、農地形状変更届の受理について。1 番から 6 番について関連しますので、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 (睦田)

報告第 1 号番号 1 番から 6 番は隣接する農地であり、一帯を埋め立てて畑作へと変更するためにまとめて申請されたものであるため、一括して説明します。議案は 17～18 ページになります。

番号 1 番の届出人は久留米市の法人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△番△、地目は田、面積 752 m<sup>2</sup>です。番号 2 番の届出人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△番△外 1 筆、地目は田、面積合計 907 m<sup>2</sup>です。番号 3 番の届出人は天草市の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△番△、地目は田、面積 619 m<sup>2</sup>です。番号 4 番の届出人は熊本市の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△番△、地目は田、面積 1,594 m<sup>2</sup>です。番号 5 番の届出人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△番△外 1 筆、地目は田、面積合計 2,121 m<sup>2</sup>です。番号 6 番の届出人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△番、地目は田、面積 734 m<sup>2</sup>です。申請場所は図面 1 ページ㊸～㊹詳細は 35～36 ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約 9.3km の辺りに位置しております。届出事由は、畑作への変更のためとのこと。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番（源）

報告第1号、1番につきまして、源より説明申し上げます。

本件は今事務局から説明があったとおりでございますが、図面の35ページをご覧くださいますと黄色線で対象地が囲ってあるわけですが、この囲いの中に、この申請者6名の方の所有地がありまして、もう1筆を申請者の方が借受けて耕作をされております。他の方は現在画面をご覧くださいのとおり耕作放棄の状態でございますので、この一画になります。今年の水害の結果を踏まえて、全面的に嵩上げて畑状態にし、現在耕作をされている人が中心になって、今後の営農をやりたいという意向です。現在の5名の持ち主の方も同意をされておりますので、寛大なご判断をお願いしたいと思います。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、7番についての説明を事務局よりお願いします。

事務局（睦田）

報告第1号番号7番です、議案は18ページです。

届出人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町今泉字□□△△△△番△、地目は田、面積1,664㎡です。申請場所は図面1ページ②詳細は37～38ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約11.2kmの辺りに位置しております。届出事由は、農地の嵩上げのためとのことです。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番（源）

報告第1号、7番につきまして、源より説明申し上げます。

本件は今事務局から説明があったとおりでございますが、8月11日の水害により全面的に土砂流入で、すでに嵩上げの状態になっておりました。実は申請人の方は、すでに施設に入所してありまして、奥様がおられますが、高齢のため自ら管理はできなくて親族の方が年に数回来て農地として管理されておりました。この土砂流入の機会に嵩上げをして、農地としての管理を親族の方が続けられるように整地をさせていただきたいということです。よろしく申し上げます。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま7番について説明が終わりましたが、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（なし の声あり）

議長（松岡）

ご質問ございませんので、報告第1号につきましては報告どおりといたします。

す。

#### 許可不要転用届の受理について

議長（松岡）

続きまして、報告第2号、許可不要転用届の受理について。1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局（睦田）

報告第2号、番号1番です。議案は19ページです。

届出人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□□△△△△番△△、地目は畑、面積320㎡です。申請場所は図面1ページ㉗、詳細は39～40ページのとおりで、○○○○○から南東の方向、直線距離で約1.8kmの辺りに位置しております。届出事由は、農業用施設の建築のためです。申請地320㎡のうち70㎡を用地利用するとのこと。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

5番（岩崎）

報告第2号の1番につきまして、5番、岩崎が説明いたします。

申請人は8月の水害です、倉庫が浸水しましてトラクター2台、乾燥機5台のうち3台、その他の機械、そして玄米の30kg100俵ほど被害に遭われたそうで、浸水被害を受けないような場所に倉庫を建てるために今回申請されております。よろしくをお願いします。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、2番について事務局より説明をお願いします。

事務局（睦田）

報告第2号、番号2番です。議案は19ページです。

届出人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番、地目は田、面積517㎡です。申請場所は図面1ページ㉘、詳細は41～42ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約9.0kmの辺りに位置しております。届出事由は、農業用施設の建築のためです。申請地517㎡のうち95.68㎡を用地利用するとのこと。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番（源）

報告第2号、2番につきまして、源より説明申し上げます。

本件は1985年頃から農業用施設として利用していたということですので、多分当初も許可不要の農業用倉庫としての届けは出ていたんじゃないかなというふうに私は思いますが、そのところは定かではございません。すでに農業

用施設として利用されていますが、よろしく申し上げます。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（なし の声あり）

議長（松岡）

ご質問ございませんので、報告第2号につきましては報告どおりといたします。

### 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（松岡）

続きまして、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び賃貸借の解約並びに利用権設定の合意解約について。事務局からの説明をお願いします。

事務局（徳渕）

報告第3号、議案は20ページになります。

今回の報告は5件、合計面積2万2,441㎡となっております。利用権設定されていた農地について解約が確認されたものであり、個別の詳細は議案のとおりです。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま報告第3号の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご質問はありませんか。

（なし の声あり）

議長（松岡）

ご質問などありませんので、報告第3号につきましては報告どおりといたします。

これもちまして、本日の総会の議案審議を全て終了いたします。慎重審議、誠にありがとうございました。

最後に事務局から説明がありますので、よろしく申し上げます。

（録音終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午前10時55分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和7年11月11日

上天草市農業委員会	会長	<u>松岡健一郎</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>吉本均</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>岩本俊治</u>